

利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) サービス利用料金（1日あたり）

下記の利用料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）及び食事に要する費用・住居に要する費用の合計金額をお支払い下さい。

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	個室	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840	
	多床室	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840	
2. うち、介護保険から給付される金額	個室	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956	
	多床室	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956	
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	個室	603	672	745	815	884	
	多床室	603	672	745	815	884	
4. 食料費	第1段階	300					
	第2段階	600					
	第3段階①	1,000					
	第3段階②	1,300					
	第4段階	1,445					
5. 滞在費（居住費）	第1段階	個室	380				
		多床室	0				
	第2段階	個室	480				
		多床室	430				
	第3段階①・②	個室	880				
		多床室	430				
第4段階	個室	1,231					
	多床室	915					
6. 自己負担額合計（3+4+5）	第1段階	個室	1,283	1,352	1,425	1,495	1,564
		多床室	903	972	1,045	1,115	1,184
	第2段階	個室	1,683	1,752	1,825	1,895	1,964
		多床室	1,633	1,702	1,775	1,845	1,914
	第3段階①	個室	2,483	2,552	2,625	2,695	2,764
		多床室	2,033	2,102	2,175	2,245	2,314
	第3段階②	個室	2,783	2,852	2,925	2,995	3,064
		多床室	2,333	2,402	2,475	2,545	2,614
	第4段階	個室	3,279	3,348	3,421	3,491	3,560
		多床室	2,963	3,032	3,105	3,175	3,244

（サービスの利用料金は、ご利用者の所得階層・要介護度に応じて異なります。）単位：円
（一定以上所得者は、利用者負担が2割または3割になります。介護保険負担割合証により異なります。）

(2) その他介護給付サービス加算

	加 算	加算料金 (単位) (1日あたり)	加算条件
A	サービス体制強化加算 (Ⅰ)	22	サービス体制強化加算 (Ⅰ) ・介護福祉士80%以上配置 ・勤続10年以上介護福祉士35%以上配置
	サービス体制強化加算 (Ⅱ)	18	サービス体制強化加算 (Ⅱ) ・介護福祉士60%以上配置 サービス体制強化加算 (Ⅲ) ・介護福祉士50%以上配置
	サービス体制強化加算 (Ⅲ)	6	・常勤職員75%以上配置 ・勤続7年以上30%以上配置 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) のいずれか算定出来る。
B	夜勤職員配置加算	13	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1名以上上回っている場合。
C	看護体制加算 (Ⅰ)	4	常勤の正看護師を1名以上配置している場合。
	看護体制加算 (Ⅱ)	8	看護職員を常勤換算法で入所者数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置され、当該事業所の看護職員により病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により24時間の連絡体制を整えている場合。
D	送迎加算	184	居宅と短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合。
E	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	医師により、認知症の行動・心理症状のため在宅生活が困難と判断され、緊急で利用した場合7日を限度として加算。但し、F・Gと同時算定は出来ない。
F	若年性認知症利用者受入加算	120	受け入れた若年性認知症ご利用者ごとに個別に担当者を定めサービス提供した場合。但し、E・Gと同時算定は出来ない。
G	緊急短期入所受入加算	90	利用者の状態や家族等の事情により、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、指定短期入所生活介護を緊急に行った場合。但し、E・Fと同時算定は出来ない。 (7日間を限度とする。但しやむを得ない事情がある場合は14日間を限度とする。)

H	介護職員処遇 改善加算Ⅰ	所定単位数に14.0% 乗じた単位数	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に加算率を乗じた単位数をご負担頂きます。 但し、当該加算は、区分支給限度額基準額の算定対象から除外となります。
	介護職員処遇 改善加算Ⅱ	所定単位数に13.6% 乗じた単位数	
	介護職員処遇 改善加算Ⅲ	所定単位数に11.3% 乗じた単位数	
	介護職員処遇 改善加算Ⅳ	所定単位数に9.0% 乗じた単位数	